

四日市港港湾脱炭素化推進協議会設置規約

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき四日市港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、今後、主要なエネルギー源が化石燃料から水素・アンモニア等へ変化しても、四日市港が、これまでと変わらず我が国における重要なエネルギーの輸入・供給拠点としての役割を果たしていくため、産官学が連携し、四日市港におけるカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」という。）の形成を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 法第50条の2に規定する「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項。
- (2) 計画に基づき実施する事業等に関する事項。
- (3) 計画の進捗状況の確認や達成状況の評価に関する事項。
- (4) その他、四日市港CNPの形成のために必要な事項。

(構成)

第4条 協議会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の座長は、委員の中から互選する。
- 3 新たに協議会に加わろうとする者は、協議会の承認を得るものとする。

(協議会の取扱い)

第5条 協議会は、原則として公開とするが、委員の自由な議論を担保する観点等から、座長が必要であると認めるときは、議事内容により非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、専門の事項について検討等を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(秘密保持)

第8条 協議会の委員及びその関係者は、協議会で知り得た情報（第5条の規定により公開された内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 関係者とは、第6条及び第7条に掲げる委員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取りまとめる者をいう。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、四日市港管理組合経営企画部に置く。

2 事務内容は、以下の通りとする。

(1) 協議会の招集に関する事務

(2) 協議会に付議すべき事項に関する事務

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、令和4年8月3日から施行する。

附則

この規約は、令和5年11月14日から施行する。

本協議会は当規約の改定をもって、四日市港カーボンニュートラルポート協議会から移行するものとする。

[別 紙]四日市港港湾脱炭素化推進協議会 委員

(敬称略)

学識経験者	森 隆行 流通科学大学 名誉教授
	鶴田 利恵 四日市大学 総合政策学部 教授
	神長 唯 都留文科大学 教養学部 教授
民間事業者	石原産業株式会社
	オーシャンネットワークエクスプレスジャパン株式会社
	霞北埠頭流通センター株式会社
	川崎汽船株式会社
	KH ネオケム株式会社
	コスモ石油株式会社
	株式会社三十三銀行
	株式会社 JERA
	株式会社商船三井
	昭和四日市石油株式会社
	住友商事株式会社
	太平洋セメント株式会社
	中部コールセンター株式会社
	中部電力株式会社
	東ソー株式会社
	東邦ガス株式会社
	名古屋四日市国際港湾株式会社
	株式会社日本政策投資銀行
	日本郵船株式会社
	株式会社百五銀行
	本田技研工業株式会社
	株式会社みずほ銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	三菱商事株式会社
	三菱ケミカル株式会社
	株式会社三菱 UFJ 銀行
	四日市港国際物流センター株式会社
	四日市港埠頭株式会社
関係団体	四日市海運貨物取扱業会
	四日市港運協会
	四日市商工会議所
関係行政機関	経済産業省 中部経済産業局 資源エネルギー環境部
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
	国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所
	国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局
	三重県 政策企画部
	三重県 環境生活部
	三重県 雇用経済部
	四日市市 政策推進部
	四日市市 商工農水部
	四日市市 環境部
	四日市港管理組合（事務局）